

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等) 9—7 令第32条第1項第9号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>同号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (省略)</p> <p>同号に規定する「デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルー」とは定率法別表第35.05項に掲げるもの（その範囲については、関税率表解説（<u>平成28年11月28日財関第1443号</u>）第35.05項を参照）に該当するものをいう。</p> <p>(参考) (省略)</p>	<p>(でん粉糖等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等) 9—7 令第32条第1項第9号に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>同号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (同左)</p> <p>同号に規定する「デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉若しくはスターチグルー」とは定率法別表第35.05項に掲げるもの（その範囲については、関税率表解説（<u>平成23年11月18日財関第1318号</u>）第35.05項を参照）に該当するものをいう。</p> <p>(参考) (同左)</p>